

## コンプライアンス（倫理法令遵守）推進に関する指針

私たちは、本財団法人が広く法人外からの信頼を確保していくため、以下の指針に従い行動し、コンプライアンス（倫理法令遵守）を推進します。

- 1 内外の法令やルールへの遵守はもとより、人権を尊重し、高い倫理観を持って、地域社会のみならず、広く国際社会に貢献します。
- 2 安全性や個人情報の保護に十分に配慮し、広く法人外からの信頼を獲得します。
- 3 公正、透明、適正な活動を行うとともに、法人外との健全かつ正常な関係を保ちます。
- 4 広く社会とのコミュニケーションを図り、法人情報を積極的かつ公正に発信します。
- 5 個人の多様性、人格、個性を尊重し、安全で働きやすい環境を確保します。
- 6 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には毅然とした対応をとります。
- 7 理事長は、本指針の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先して範を示し、法人内に周知徹底します。また、内外の声を常に把握し、実効のある体制の整備・改善に取り組み、倫理法令遵守の徹底を図ります。
- 8 不本意ながら、本指針に反するような事態が発生したときには、理事長自ら問題解決にあたり、原因究明及び再発防止に努めます。また、法人外への説明責任を果たすとともに、権限と責任を明確にした上で、厳正な処分を行います。